

# 令和8年度一宮市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

## 1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を次のとおり定める。

## 2 情報公表を行う障害福祉サービス等

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

## 3 報告の対象となる事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の30の2の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

## 4 基準日

令和8年4月1日

## 5 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 6 報告の内容

事業者が報告する具体的内容は、以下のとおりとする。

- (1) 令和8年4月1日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者  
別添1基本情報及び別添2運営情報並びに別添3経営情報
- (2) 報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、別添3の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。
- (3) 令和8年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者  
別添1基本情報
- (4) 事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容が分かる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。
- (5) 一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形での公表を可能とするものとする。

## 7 報告の方法

事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下、「情報公表システム」という。）を通じ市長へ報告するものとする。

なお、情報公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合には、文書等による報告も可能とする。

## 8 報告の開始

- (1) 令和8年4月1日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者  
令和8年5月1日
- (2) 令和8年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者  
事業者等指定を受けた日（ただし、その日が(1)の開始日より早い場合は(1)と同じとする。）

なお、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。

## 9 報告の期限

(1) 令和8年4月1日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

令和8年7月31日

(2) 令和8年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者

事業者等指定を受けた日から1か月以内（ただし、その期限が7月31日より早い場合は7月31日とする。）

なお、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、当該障害福祉サービス等事業者の会計年度終了日から3か月以内に行うものとする。

## 10 更新の取扱い

報告は、原則年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更のあったときは、その都度、報告する。

## 11 障害福祉サービス等情報の公表時期

(1) 令和8年4月1日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

令和8年9月下旬

(2) 令和8年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者

令和8年9月下旬又は報告後2か月以内のいずれか遅い日

また、障害福祉サービス等事業者経営情報は毎年度公表するものとする。

## 12 命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告若しくは報告内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、市長の指示により、調査又は公表を行うものとする。

## 13 苦情等の対応

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は次のとおりとする。

一宮市福祉部障害福祉課 指定・給付グループ（電話 0586-28-9147）

付 則

この要綱は、令和8年4月3日から施行し、令和8年4月1日から適用する。